

◆『臨時福祉給付金』および『障害・遺族年金受給者向け給付金』 (年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請等について

1. 『臨時福祉給付金』とは

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられたことに伴う低所得者への影響を緩和することを目的に、平成 27 年度に引き続き、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	平成 28 年 1 月 1 日時点で大崎町に住民票があり、平成 28 年度の町民税（均等割）が課税されない方 ※ただし、課税者の扶養家族や、生活保護受給者の場合は対象外となります。
支給額	支給対象者 1 人につき 3,000 円（1 回限り）

2. 『障害・遺族年金受給者向け給付金』（年金生活者等支援臨時福祉給付金）とは

『一億総活躍社会』の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい障害・遺族年金受給者を支援するために、給付金を支給します。

支給対象者	平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 4 月分・5 月分の障害・遺族基礎年金の受給がある人
支給額	支給対象者 1 人につき 30,000 円（1 回限り） ただし、 高齢者向け給付金（30,000 円）の支給を受けた人は対象外 です。

3. 上記 2 つの給付金の申請方法

①申請書の送付

平成 28 年 10 月下旬に、それぞれの対象者へ申請書を送付します。

返信用封筒を同封しますので、郵送により申請してください。

郵送以外の申請は、役場『給付金窓口』または下記の巡回受け付けをご利用ください。

日 時	地 区	会 場
11月24日(木) 9:30~12:00	大丸地区	大丸地区農業構造改善センター
11月25日(金) 9:30~12:00	菱田地区	菱田農村環境改善センター
11月29日(火) 9:30~12:00	立小野地区	立小野ふれあい館
11月30日(水) 9:30~12:00	持留地区	持留地区農業構造改善センター
12月1日(木) 9:30~12:00	中沖地区	中沖地区公民館
12月2日(金) 9:30~12:00	野方地区	野方農村環境改善センター

②申請書の受付期間（郵送および役場『給付金窓口』）

平成 28 年 11 月 1 日（火）～平成 29 年 2 月 1 日（水）※郵送は 2 月 1 日付け消印まで有効です。
申請期間を過ぎると給付金は受け取れません。※土・日・祝日は役場で受け付けできません。